

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実福社会（以下「本法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費として、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等には、（別表1）役員等俸給表に基づき定例役員報酬を支給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第4条 本法人の役員等の報酬額は、（別表1）役員等俸給表に記載する金額が妥当かどうか、理事会が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第5条

報酬等が日額で定められているものは、公務のため出務した日数に応じて年度末に現金で支給する。

3 報酬等が勤務1回の額で定められているものは、公務のため出務した回数に応じて年度末に現金で支給する。

（費用弁償）

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、公務のため出張したときは、その出張についての交通費として旅費を支給することができる。

3 前各項の規定により支給する旅費の額は、（別表2）費用弁償のとおりとする。

（適用除外）

第7条 この規定の報酬等又は費用弁償は、法人等の規定により給料、旅費等を受ける者には、重複して支給しない。

2 この規定の報酬等を受ける者には、通勤手当の日当は支給しない。

（公表）

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

平成8年 4月 1日 施行

平成12年12月18日 改正

平成20年4月 1日 変更

平成29年2月28日 定款の全部改正に伴う全部改正

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年2月28日 理事会議決）

(別表1) 役員等俸給表(単位:円)

- | | | |
|------------|--------------|-------------|
| (1) 理事長 | (勤務1回2,000円) | 年額 120,000円 |
| (2) 業務執行理事 | 無報酬 | |
| (3) 理事 | 無報酬 | |
| (4) 監事 | 無報酬 | |
| (5) 評議員 | 無報酬 | |

(別表2) 費用弁償(単位:円)

区 分	鉄道賃 船賃 航空賃	車 賃 (1 kmに つき)	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
通勤手当	—	—	2,000 円	—	—
旅 費	実費	200円	—	—	—